



環境 インフォメーション

Information on environment



ポイ捨て・不法投棄をなくしましょう！

◆不法投棄は犯罪です！

決められた処分方法に従わず、ごみや廃棄物を路上や空き地、山林などに捨てる「不法投棄」。不法投棄は周囲の景観を損なうだけでなく、自然環境を破壊し、生活環境にも悪影響を及ぼすため、法律で禁止されています。

不法投棄の事例

- 自転車、バイク、自動車などを路上や空き地などに放置する
 - テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫、エアコンなどの家電製品を捨てる
 - 建設廃材、農業用廃材などの産業廃棄物を捨てる
 - 自動車部品や家電製品などの処理に困った物を町内の集積所に放置する
- ※これらの廃棄物を燃やしたり、地中に埋めることも禁止されています。

◆不法投棄者は懲役・罰金 が科せられます！

不法投棄をした人は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に科せられます。

◆土地の所有者・管理者の 皆さんへ

不法投棄を防止するために、空き地、駐車場、山林などの土地の所有者・管理者の皆さんは、次のことに努めましょう。

- 土地に立ち入らないように柵やロープを設置する
- 不法投棄禁止などの看板を設置する
- 雑草が繁茂しないよう草刈りを定期的に実施する
- 定期的な見回りを実施する

◆不法投棄を発見した場合

不法投棄の現場を見かけた人は、すぐに警察や県央保健所、環境保全課へ連絡してください。

■大村警察署 ☎0110

■県央保健所 ☎3305

■環境保全課(内線143)

6月は環境月間です！



希少野生動植物種保存 地域に指定されました

業者や愛好家による大量捕獲・採取から希少な野生動植物を守るため、大村市は希少な野生動物・植物の捕獲・採取などが禁止される地域に指定されました。

- 内容／4月1日から、大村市をはじめ東彼杵町・川棚町での捕獲・採取などが禁止されます。
- 対象／ハマボウ、ウラギク、カブトガハ、ハクセンシオマネキ、トビハゼ、シオアメンボなど29種の野生動物

※詳しくは、お問い合わせください。

■「長崎県自然環境課」で検索

■県自然環境課 ☎095(895)2385



第31回空きかん回収 キャンペーンを行います

6月5日の「環境の日」をはじめとする6月は「環境月間」です。県下市町で二斉に空きかん回収キャンペーンが実施されます。

郷土の環境美化を図るため、皆さんの参加をお願いします。

○とき／6月12日(日)、午前7時30分～8時30分

(各町内で別日に設定しても構いません)

○ところ／

・馬場先波止(馬場先波止)

・森園公園(森園公園駐車場)

・鹿ノ島入口(市漁協松原支部前)

※(一)内は集合場所

○実施方法／各家庭や各町内の子ども会、老人会、老人クラブ、婦人会などで、家の周りや公園、広場、道路などの清掃をしましょう。

○安全対策／交通量の多い道路、がけなどの危険な場所は避けましょう。また、マムシ、ハチ、ハゼの木など有害な動植物には充分注意してください。

■環境保全課(内線143)



月に1日、ノーマイカー推進運動にご協力ください

市や大村市地球温暖化対策協議会は、毎月第4週を「ノーマイカー推進週間」と定め、ノーマイカー推進運動に取り組んでいます。地球温暖化防止のためにも、マイカーを自粛し通勤や買い物の際に徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなどご協力をお願いします。

また、ノーマイカー推進運動の主旨に賛同しご協力いただける各事業所・団体・個人は、自主的に実施できる日(曜日)を定め参加登録をお願いします。

○登録方法／市のホームページ

※登録していただいた事業所などは、市のホームページで公表します。

■環境保全課(内線142)

精霊船の小型化にご協力 ください

精霊船の製作は、町内会長会連合会との申し合わせにより、次のことが決められていますのでご協力ください。

○大きさ／全長3メートル以下(みよし部分を含む)

・全幅2メートル以下

・高さ3メートル以下(かついだとき)

※全長が2メートルを超える場合は、警察署へ道路使用許可申請書の提出が必要です。

○材料／プラスチック系の素材は、できる限り使用しないでください。

※詳しくは、「広報おむら8月号」でお知らせします。

■環境保全課(内線142)

ごみの野焼きは法律で 禁止されています

「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。「野焼き」による煙やにおいは、周辺の人々に大変な迷惑となりますのでやめましょう。

■環境保全課(内線143)

ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物を保管されている 事業者へ

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、主に電気製品(高圧トランス、高圧コンデンサ、安定器など)に使用されていましたが、生体・環境への影響が明らかになり、昭和47年に製造が中止されました。PCB廃棄物を処分しないまま保管している事業者は、15年以内(平成28年まで)に適正に処理することや、毎年度6月30日までに、その保管状況などを届け出ることが義務づけられています。

■県廃棄物対策課 ☎0995(8995)2373

台風・豪雨などの荒天時の ごみ収集にご協力ください

台風・豪雨などの荒天時は、やむを得ず収集を中止したり、収集が遅れることがあります。「燃やせるごみ」や「資源物・燃やせないごみ」の収集日が荒天の場合は、周知が徹底できないことがありますので、なるべく次回の収集日にごみを出していただきますようお願いいたします。

■環境センター ☎33100